平成２１年（フ）第４７号
沖縄県石垣市字新川2296番地の５　瀬長アパート１階
債務者　宮良　命子
１　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１１６号
岩手県北上市鬼柳町堰合179番地１　カームハイツＫ―101号
債務者　川村　ヒサ
１　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１２１号
岩手県北上市村崎野13地割142番地38　コヨハイツ101号
債務者　伊藤美知子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１４７号
宮城県白石市東町５丁目４番11―２号
債務者　笹原　悦子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３１８号
長野県松本市横田１丁目30番35号　セピアンズ・タナカ305号
債務者　鈴木基代治
１　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２０号
長野県安曇野市明科七貴7222番地56　県営住宅みどりヶ丘団地60号
債務者　小林　春雄
１　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６４６７号
大阪府豊能郡能勢町下田422番地の９
債務者　猪狩　宏文
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５７２号
大阪府東大阪市横小路町１丁目４番５号　マヤレジデンス横小路104
債務者　西田　赦宰
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０６０号
大阪市淀川区野中南２丁目10番37号　プルス野中南205号
債務者　林　　良樹
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４６７号
大阪市東成区中本５丁目12番22―303号、住民票上の住所大阪府守口市寺方錦通４丁目５番５―806号
債務者　糀　　正憲
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４８９号
大阪府枚方市池之宮２丁目11番27号
債務者　坂本　久代
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５０１号
大阪市東淀川区西淡路３丁目８番21号
債務者　篠倉　浩司
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５１９号
大阪市福島区野田５丁目５番12号
債務者　畑中　　淳
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５２７号
大阪府東大阪市小若江２丁目11番30号
債務者　勝澤　敏子
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６０号
大阪府豊中市庄本町１丁目５番６号
債務者　松本　恵美（旧姓堂囿）
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８３４号
大阪府守口市大久保町３丁目21番15号
債務者　豊田いせ子こと　豊田いせこ
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８５０号
大阪府箕面市石丸２丁目７番２号
債務者　服部　輝夫
１　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部